

Title	〔最高裁判民事例研究 二六九〕 訴えの提起が違法な行為となる場合
Sub Title	
Author	伊東, 敏季(Minji soshoho kenkyukai) 民事訴訟法研究会
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.4 (1989. 4) ,p.147- 155
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890428-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

瑕疵は公示の欠缺の場合と同様無効原因と解するのが妥当である。

四 著しく不公正な方法による新株発行を無効と解すべきかどうかについても種々の議論が展開されているが、その内容については、近藤・新版注釈会社法(7)三四六頁参照)、本判決は、本件新株発行は全証拠に照らしても著しい不公正な方法であったと認めるに足りる事情は認められないとしているから、この問題についての評釈は差し控える。なお、本件においてX₁は、本件新株を取得した者はすべて本件新株発行に前記瑕疵があることを知り、または知りうべき状態にあつて取得した者であるから、

これらの者の取引の安全を考慮する余地は全くないと主張している。判旨はこの点について触れていないが、これは、新株発行無効の訴えに新株取得者の善意・悪意を問題とすべきでないと考えたためか、あるいは、新株発行の際の会社債権者の保護を重視したためであるのか明白でない。原告が新株取得者の悪意を強調しているだけに、この点に関する判断のないことが惜しまれる。

(平成元年二月一日稿)

阪 埜 光 男

〔最高裁判事例研究 二六九〕

昭六三一(最高民集四二卷)

訴えの提起が違法な行為となる場合

損害賠償請求事件(昭六三・一・二六第三小法廷判決)

本件土地はG社所有だったがG社破産のため管財人の管理下に入り、Aは管財人から本件土地の処分を委ねられた。Y(前訴原告、本訴被告、被控訴人、上告人)は本件土地を昭和四八年八月頃転売目的でAから一億〇五〇〇万円で購入、代金を支払った。同年九月二九日、AはYの承諾を得てB社に本件土地を売った。A名義でB社に売ったのは、本件土地にAを権利者とする所有権移転仮登記があり

Aが管財人との関係を慮ったためである。この際、代金は一億〇五〇〇万円とするが坪五七・三円として後日実測、精算する旨約された。転売価格が取得価格と同額なのは実測の際のいわゆる細延びによる利益を見込んだためである。同日手付金九〇〇〇万円(小切手)がB社からAを経てYに交付された。

B社はAから測量士を頼んでほしいと言われ、A承諾の下にB社名義で土地家屋調査士X(前诉被告、本訴原告、控訴人、被上告人)に測量を依頼した。同年一〇月中旬に本件土地の測量が行われ、現地にはAとB社代表者Cだけが行った。Xは、隣接地所有者の立会

の下で境界を確認後でないといふ測量できないと断つたが、Aが、測量図は取引資料にするにすぎないから取りあえず指示する測点に従つて測量し、その中に食い込む土地についてはその公簿面積を差し引くという方法で本件土地面積を算出しては、境界は後日確定する旨言うのでAの指示どおり測量して本件土地面積を一萬五九一坪とし、一〇月二五日程B社に測量図と面積計算書を交付した。九月三〇日、Yは、AがB社に働きかけて本件土地の実測面積を実際より少なくし、その分の代金相当額を両者で折半しようとして、その情報を得たので、本件土地所有者はYである旨の覚書をAと取り交し、AにB社からの残代金受領の委任状を差し入れさせた。また、同年一〇月二六日、残代金をYに支払って欲しい旨、右覚書と委任状写しを送る旨をB社に通知した。Yは、本件土地測量図をB社から入手し、独自に専門業者に依頼して測量した結果、Xの測量結果よりも約七二〇坪多かったため、昭和四九年三、四月ころYXCらが参集した際、右専門業者にXの測量方法が不当なことを説明させ、Xも測量が前記方法によつたことを認めた。そこでYは、B社にY依頼の専門業者の測量結果による代金精算を要求したが、B社はXの測量結果を盾にして応じなかつた。そこで、昭和五〇年四月二一日、YはXに対し、測量依頼主がYであることを前提とし、測量結果の誤りのため損害を被つたとして五〇〇万円の支払を請求したが、Xは、測量はB社の依頼・Aの指示で行つたものでYとは直接関わりがないとして拒絶した。同年六月一〇日ころ、AとB社は、両者が改めて依頼した別業者の測量結果に基づきYに内密に残代金を精算した。

Yは、XがYの依頼で本件土地測量図を作成した際過小に測量したため不足部分の代金五四万五〇〇〇円相当の損害を被つたとしてXに対して損害賠償請求訴訟(前訴)を提起したが、昭和五五年七

月一八日、測量を依頼したのはB社であるとして敗訴判決を受け、昭和五七年九月一四日控訴取下げにより確定した。Xは、前訴追行を弁護士に委任し報酬等八〇万円を支払つた。右報酬と慰謝料一二〇万円についてXから提起された損害賠償請求訴訟が本件である。第一審(静岡地判昭五九・三・二三)は、Yが測量の依頼主であり、そう信ずるにつき過失はない、Xは正確な測量を実施し土地家屋調査士の職務を全うすべきであつた等としてXの請求を棄却した。原審(東京高判昭五九・一〇・二九)は、第一審判決を変更し、弁護士報酬八〇万円の賠償をYに命じた。すなわち、Xに本件土地測量を依頼したのはB社でXY間に契約関係はない、XはAの指示に従い測量結果がAB社間の売買の資料に供されるにすぎぬとの認識で本件土地を測量した、YがXに契約上も不法行為上も責任を問えないことは明らかでYの前訴での敗訴は当然である、前訴提起に先立ちXに対し測量図面等が何人のどのような依頼や指示に基づいて作成されたかにつき事実の確認をすることが通常人の採るべき常識に則した措置である、右措置を採ればYはXに損害賠償請求をするのが筋違ひだと知り得た、YはB社に代金精算を拒否されるやXに損害賠償請求をし、これも拒否されるといきなり前訴を提起したもので「Yは、前訴の提起当時、前述した事実確認の措置を怠らなければ、Xに対する請求が理由のないことを知り得たものであるから」前訴の提起は不法行為を構成するとした。

最高裁は原判決を破棄し次のように判示した。「法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求めうることは、法治国家の根幹にかかわる重要な事柄であるから、裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならない、不法行為の成否を判断するにあつては、いやしくも裁判制度の利用を不当に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされることは当然のことである。したがつて、法

的紛争の解決を求めて訴えを提起することは、原則として正当な行為であり、提訴者が敗訴の確定判決を受けたことのみによつて、直ちに当該訴えの提起をもつて違法ということとはできないというべきである。一方、訴えを提起された者にとつては、応訴を強いられ、そのために、弁護士に訴訟追行を委任しその費用を支払うなど、経済的・精神的負担を余儀なくされるのであるから、応訴者に不当な負担を強いる結果を招くような訴えの提起は、違法とされることのあるのもやむをえないところである。

以上の観点からすると、民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係（以下「権利等」という。）が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である。ただし、訴えを提起する際に、提訴者において、自己の主張しようとする権利等の事実的、法律的根拠につき、高度の調査、検討が要請されるものと解するならば、裁判制度の自由な利用が著しく阻害される結果となり妥当でないからである。

……Yは……Xに対して損害賠償を求める前訴を提起し……敗訴判決を受けたが、前訴提起の当時、B社に本件土地を売り渡したのにはYで、Xに対する測量の依頼もB社を通じてYがしたことであつて、Xの誤つた測量により損害を被つたと考えていたところ、本件土地がYの買い受けたもので、Aは、破産管財人との関係を慮り、Yの承諾を得たうえ自己の名でこれをB社に売り渡す契約をしたのであり、しかも、右契約は精算のため後日測量することを前提としてい

たのであるから、実質上、AがYの代理人として売買契約及び測量依頼をしたものと考え余地もないではないこと、Yが、AにおいてB社に働きかけて本件土地の面積を実際の面積よりも少なくし、その分の代金相当額をB社と折半しようとしているとの情報を得て、B社に対し、本件土地の所有者はYであるから残代金を支払つて欲しい旨の通知をしていたのに、B社がXの測量結果を盾にとつて精算に応じようとしないかたことなどの事情を考慮すると、YがXに対して損害賠償請求権を有しないことを知っていたといふことはできないのみならず、いまだ通常人であれば容易にそのことを知りえたともいえないので、Xに対して測量図等が何人のどのような依頼や指示に基づいて作成されたかという点につき更に事実を確認しなかつたからといつて、Yのした前訴の提起が裁判制度の趣旨的に照らして著しく相当性を欠くものとはいえず、したがつて、Xに対する違法な行為であるとはいえないから、Xに対する不法行為にならぬものではないといふべきである。（破棄自判）

判旨に賛成する。

一 本件は訴え提起が違法な行為となる場合について最高裁が初めて判示したものである。従来、下級審には多くの裁判例があつたがその要件は必ずしも明確でなかつた。訴訟活動と不法行為の問題は、訴え提起の他、応訴や執行でも生じるが、以下では本判決に即して訴え提起の場面に限定して検討する。

二 判旨はまず訴え提起行為の原則的正当性を確認する。しかし、被告の応訴強制や経済的・精神的負担に配慮し、応訴者に不当な負担を強いる結果を招くような訴えの提起は違法とされ

ることがあるとする。

判例・学説上、一定の場合に訴え提起が不法行為になることは異論がなく、合併無効の訴えで敗訴した原告に損害賠償を命ずる商法一〇九条二項も提訴が不法行為になる場合を前提としていると解される。よく不当提訴は訴権の濫用といわれるが、訴権の濫用というだけでは相手方に対する関係での不法行為の成立を十分説明できないだろう。訴権は訴えによって裁判所に對して、紛争解決を求めることができる権利であるし、また、損害賠償はあくまでも不法行為が成立の効果であるところ、権利濫用は当該行為が権利の行使として違法であることを導くにすぎないからである。ここでは不当提訴が裁判所を通じて相手方に与えるインパクトが事実行為として不法行為となると考えれば足りるだろう。提訴によって相手方は訴訟の場に強制的に引き出されて訴訟活動を余儀なくされるから提訴と右訴訟活動との間には因果関係があり、手続利用それ自身が適法であっても手続的形式的な適法性と実体的実質的な違法性とは法的評価の次元を異にし、「前者によってはおおいつくせない究極的な不法性に由来」するところの「実体的にのみ『不法不当』な公権力利用による損害賠償責任」が生じることになる。

学説では、不法行為の成立要件として「違法性」を考え、「違法性」は被侵害利益の性質と侵害行為の態様とを相關的に考察して判断されるとする説（¹⁰）が通説的地位を得ている。不当提訴による被侵害利益は「訴訟にかかわらしめられ

ない」という法律生活の平穩ないし自由とも称すべき利益¹⁰だとされるが、このような利益は提訴に基づいて被告の手続関与が要求されることによりほとんど例外なく侵害される。他方、民事訴訟が私人間の法的紛争の公権的解決制度として存在する以上、その利用行為の原則的適法性は本判決も確認するところであって、提訴は原則として侵害行為ではない。通常は手続利用行為の適法性が被告の右利益侵害を補って余りあるから、あるいは、通常の手続利用行為に伴う被告の不利益は訴訟制度が設けられている以上当然に予想されるものであるから訴え提起は不法行為にならない。しかし、このバランスが崩れると手続利用行為の適法性をもって被告の利益侵害の埋め合わせができなくなり、判旨がいうところの「応訴者に不当な負担を強いる結果を招く」ことになる。

三 次に、判旨は提訴者が「敗訴の確定判決を受けた場合において」と述べるが、これは本件が前訴で敗訴した事実だったからであり、提訴が違法となる要件として前訴での敗訴を常に要求すべきものではないと考える。前訴で勝訴しても当然に違法性がなくなるわけではないし、¹² 提訴の違法性は提訴行為が自身を一個の事実として評価すべきで、¹³ 訴訟の結果としての勝訴とは別だからである。¹⁴ 提訴の動機に極めて強度の反公序良俗性が認められる場合や前訴で再審事由が看過されていた場合などは前訴で勝訴しても不法行為となりうるだろう。また、¹⁵ 数個の訴えで個々の勝訴してもそれらが包括的に評価されて不法行

為となる場合もあろう。⁽¹⁶⁾ やや特殊な例かも知れないが、事実上の養子を実子として出生届出した夫婦が後日実親子関係不存在の慰謝料請求の反訴を認容した下級審判決がある。要するに権利があっても行使の仕方いかんでは違法と評価される場合があるということである。⁽¹⁸⁾ 本来そのような権利行使は裁判上も権利・訴権の濫用として却下されるべきだが、却下に至らなかつたものは不法行為として評価される余地を残してよいだろう。⁽²⁰⁾ なお、商法一〇九条二項は敗訴を要件とするが、提訴要件の限定性、訴えの必要性・重要性を考慮したものだと考ええる。

四 次に判旨は不当提訴として違法になる要件を示しているので、最近一〇年間の下級審判決を概観しつつ検討することにす
る。

1 昭和五三年から六三年前半までを調査したところ、不当提訴に関する下級審判決は三四件あり、不法行為の成立を認めたのは二二件、不成立としたのは一一件であった。一般論として、⁽²²⁾ 民訴制度の利用は法が容認するもので敗訴が当然に違法にならない旨を述べたものは一〇件ある。⁽²⁴⁾ ほとんどの判例は提訴が不法行為になる要件について述べるが、自己の主張ないし権利に根拠がないことについて知り、あるいは知りうべきであったことを考慮のファクターとするものが最も多く二二件である。この中には重過失（著しい不注意、わずかな注意義務を尽くせば無権利を知りえたこと等を含む）⁽²⁶⁾ を要件とするものが八件あるが、重過

失は不要だと明言するものも一件ある。⁽²⁷⁾ 提訴者が権利なしとされて敗訴したときは提訴につき故意過失が事実上推定されるとするものが二件あるが、反対のものも一件ある。⁽³⁰⁾ 何について故意過失が要求されるかに着目すると、主張・請求に根拠・理由がないこと（一）⁽³¹⁾ 件、権利のないこと（二）⁽³²⁾ 件、提訴が違法であること、⁽³³⁾ 権利利益の侵害があること、⁽³⁴⁾ 権利があるとの根拠がないこと（各一件）等に分けられる。また、害意等の違法目的や紛争解決以外の目的での提訴ということを問題とし、あるいは動機・目的を考慮せよとするものも一六件と多い。提訴が反社会的、反倫理的で公序良俗に反する場合（九件）、⁽³⁷⁾ 社会通念上著しく不当な場合や権利行使の範囲を著しく逸脱している場合（五件）⁽³⁸⁾ をあげるものも多い。その他、禁反言、信義則違反を理由とするもの、⁽³⁹⁾ 訴権の濫用を要件として明言するもの等がある。但し、これらの要素は重複して、あるいは例示的に掲げられることが多く、多数決で下級審の傾向をまとめることはできない。

2 本件最高裁判決は、(1) 提訴者の主張した権利又は法律関係（権利等）が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、(2) 提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、(3) 訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに提訴が相手方に対する違法な行為といえるとする。(1)(2)は「など」という言葉で(3)に続き、(3)の一つの例示の

ように表現されているから、違法となる要件は(3)に集約されることになる。

まず、(1)は権利等に根拠がないという客観的要件を示し、従来の下級審の表現に比べてわずかだが詳しい。次に、(2)は提訴者の主観的要件であり、これも従来の下級審に出していた。民法七〇九条にいう「故意又ハ過失」は、権利侵害ないし違法な事実の発生についてのそれであるから、自己の権利等が事実的合法的根拠を欠くことについての悪意過失は、七〇九条の「故意又ハ過失」とは一応別であって、行為の違法性にかかわるものである。判旨も「訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは……」（傍点筆者）と表現しており、提訴行為の違法性について判示したものである。但し、自己の権利等の事実的合法的根拠の欠如につき悪意過失があれば、当然に権利侵害や違法な事実の発生についても故意過失があるだろうから、その意味で両者は密接に関係している。

また、「通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起した」という表現は、すぐそのあとに「裁判制度の趣旨目的に照らし著しく、相当性を欠くと認められるとき」（傍点筆者）とあることを考え合わせると、重過失すなわち「著しく注意を欠いた場合」⁽⁴²⁾を意味するように思える。

裁判を受ける権利を最大限尊重し、裁判制度の利用を不当に制限しないよう慎重な配慮が必要だとする本件判旨の前提からも、重過失を要求しているとみるべきだろうか。過失と重過失とで

それ程差異があるか、あるいは、言葉の違いに過ぎない⁽⁴³⁾との指摘もあり、どちらか論索することには意味がないかもしれないが、商法一〇九条二項も重過失を要件とするので、その中身は明らかにしていく必要があるだろう。

(1)(2)を受けて(3)の要件が示されている。(3)だけでは抽象的で基準としてはあまり有用ではないだろう。しかし、例えば、権利があるのにその行使の仕方が悪いために不法行為と評価されるような場合、(1)(2)で示された「権利等が事実的・法律的根拠を欠く」ということを知り又は知りえた」という要件は使いにくくなり、不当目的や信義則、公序良俗などのファクターが必要になるだろう。(3)はこれらのファクターをすべて包含しうる広い内容を持ち、「具体的に列挙することによっては網羅し尽くすことのできない部分をも捕捉するため」⁽⁴⁶⁾には有効であり、しかも今後の要件の明確化への一般的抽象的指針を確定したという意味で評価できると考える。

五 事案解決も妥当だろう。判旨は「実質上、AがYの代理人として売買契約及び測量依頼をしたものと考え余地もないではない」とし、「B社がXの測量結果を盾にとって精算に応じようとしなかった」等の事情を考慮してYの前訴提起は不法行為にならないとする。Yは、転売目的で本件土地を買って代金を支払い、A名義でBへ売るにあたりAから承諾を求められ、手付金の九〇〇〇万円をBから受領したのだから、自分がBに本件土地を売ったと考えて当然であり、その売買契約には土地実

測面積による精算条項があるから、売主として本件土地の面積に重大な関心を持つのも自然である。従って、YがAを代理人としてBへの売買契約及びXへの測量依頼をしたと考えてもおかしくはない。しかも、Xは土地家屋調査士という有資格者として売買に関与したこと、X自身測量の不備を認めたこと、XとB社代表者Cの關係が深く（第一審では両者が親戚關係にあるとされ、原審では「(B)会社で必要とする測量のほとんどを担当しているX」と認定された）YにおいてXがA・B社側の人間として不明朗な取引に関与したと考えたのもやむを得ないと思われること等のXに不利な事情もある。また、測量は売買代金を左右する重要な行為だから、測量ミスが損害発生の原因だとYが考えてもそれ程おかしくはない。

よって、Yの前訴提起が「裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」といえないとした判断は妥当であつたと思われる。

六 本件については、林屋札二・ジュリスト九〇八号五三頁、中島弘雅・月刊法学教室九六号九〇頁、吉村徳重・松尾卓憲・判例タイムズ六七二号四七頁の解説・評釈があり、判例タイムズ六七二号一八九頁と判例時報一二八二号九一頁にも紹介がある。(校正中に小林秀之・法学セミナー四〇七号一二二頁、瀬戸正義・ジュリスト九一八号七六頁、吉田邦彦・月刊法教判例セレクト88二二頁に接した。)

(一) 内田龍「訴訟活動と不法行為責任」山口和男編『裁判実務体系

16 三四六頁(昭六二)。

(2) 島田礼介「不法提訴」林良平・中務俊昌編『判例不法行為法』二一九頁(昭四一)、幾代「不法行為」七九頁(昭五二)、四宮「不法行為」三四六頁(昭五八)等。

(3) 『新版注釈民法(1)』一九五頁(安永正昭執筆、昭六三)、加藤一郎「宮原守男・野村好弘編『不法行為判例集成一』二〇二頁(昭四一)」。中野「松浦」竹下編『演習民法(上)』七一頁(昭四八)、山本戸克己「民事訴訟と信義則」末川古希「権利の濫用(中)」二七一頁(昭三七)、四宮・前掲三四六頁等。

(4) 斎藤編『注解民法(1)』三三頁(昭四三)等。

(5) 吉村「松尾」本件評釈(本文六参照)五〇頁は、裁判を受ける権利から直ちに被告の応訴負担を超えて訴え提起の正当性を導くことは無理であるとし、その理由として、裁判を受ける権利が国家ないし裁判所に対する権能ないし地位にすぎないことをあげている。

(6) 前掲『新版注釈民法(1)』一三七頁。

(7) 兼子「増補強制執行法」一四五頁(昭二六)、『注釈民法(9)』一五七頁(篠原弘志執筆、昭四〇)。

(8) 加藤「不法行為」『増補版』三五、一〇六頁(昭四九)、松坂「民法提要債権各論」(第四版)二八〇頁(昭五六)等。

(9) 幾代・前掲六二頁、四宮・前掲三五二頁等の評価による。

(10) 山本戸「執行文付与申請行為の違法性」民商法五〇巻六号九五〇頁。

(11) 吉村「松尾」前掲五〇頁。

(12) 吉村「松尾」前掲五三頁も「ここにそれ程大きな重点が置かれるべきではない」とする。反対、末川「不当なる訴えの提起と不法行為」民商法四巻一号一八六頁一九一頁、山本戸・前掲「執行文付

与申請行為の違法性」九五頁。

(13) 島田・前掲一三三頁。

(14) 加藤Ⅱ宮原Ⅱ野村・前掲八五頁。

(15) 島田・前掲一三三頁。

(16) 遺産相続にからみ、おいから一七件の民事訴訟（うち九件は一審で棄却・却下）を提起された被告が損害賠償を求めた事件で、「訴え自体が不適法だったり、同じ争点の蒸し返しに近い」として一連の訴訟を「乱訴」とし、乱訴が包括的に不法行為を構成するとした東京地裁判決が昭和六三年七月五日にあった（昭和六三年七月六日産経新聞朝刊社会面（一五版））。右一七件のうち勝訴したものがあ

るかどうか不明だが例として考え得ると思われる。

(17) 大阪地判昭和四四年八月二十九日判時五八〇号七〇頁。

(18) 内田・前掲三四六頁。

(19) 『新版注釈民法(1)』一九七頁。

(20) 村松俊夫「訴訟に現れた権利濫用」前掲「権利の濫用(中)」二九五頁によると、昭和二五年から三五五年の間には訴え提起が訴権の濫用と判断されて却下されたものはなく、その訴訟の勝敗が確定した後の損害賠償請求訴訟で権利濫用が問題となっていたとのことである。

(21) ①東地五三・一・三〇判時八九六・五七。

②岡山地五四・三・二八判時九四三・八六。

③東高五四・七・一六判時九四五・五一。

④大阪高五四・七・一八判タ四〇二・一〇〇。

⑤札幌地五四・九・二〇判時九五九・一一二。

⑥東地五四・一・二八判時九六一・九一。

⑦東地五五・二・二八判時九七七・八八。

⑧東地五五・九・三判時九八一・八九。

⑨大阪地五五・九・二二判時一〇〇六・七五。

⑩東地五五・一〇・三〇判時九九五・六三。

⑪東地五六・八・三一判タ四六五・一二四。

⑫東地五六・一〇・二二判時一〇三六・九一。

⑬神戸地五六・一一・三〇判タ四六七・一五二。

⑭東地五六・一一・三〇判タ四六〇・一一六。

⑮東地五七・二・九判タ四七四・一六三。

⑯東地五七・三・九判タ四七五・一一九。

⑰横地五七・三・一九判時一〇五二・一〇九。

⑱東高五七・四・二七判時一〇四七・八四。

⑲東地五七・八・二七判時一〇六八・八二。

⑳東地五七・九・一六ジュリ八〇二・六カード三八五。

㉑札幌地五七・九・二九判タ四八三・一一六。

㉒東地五八・三・一四判時一〇八五・八六。

㉓東高五八・五・一判時一〇八四・七九。

㉔東地五九・二・二七ジュリ八三九カード一九七。

㉕東地五九・三・二九判タ五二八・一九八。

㉖宮崎地五九・五・一一判タ五四二・二四六。

㉗高知地五九・一〇・二九判タ五五九・二九一。

（東高五九・一〇・二九本件原審）。

㉘東地六〇・三・二〇判タ五五六・一四六。

㉙神戸地六一・五・三〇判時一二一〇・一一四。

㉚東地六一・六・一九判時一二二九・一一二。

㉛大阪地六一・二・二六判タ六五四・一六二。

㉜東地六二・六・一八判時一二八一・一〇五。

㉝東地六三・一・二〇判タ六六七・一六五。

以下の注ではこの番号で判例を示すことにする。

